

◎ 所得税と市・県民税において異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

申告書の提出期限について

所得税と市・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書が送達される時までに申告**することが必要です。

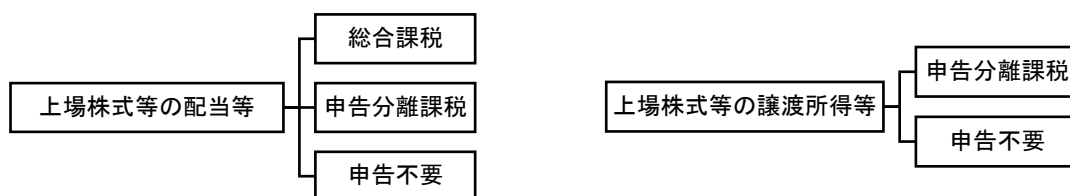
※納税通知書の送達時期の目安

給与所得等で特別徴収をされている方については、特別徴収税額決定通知書を5月中旬頃、事業所に送付します。普通徴収の方については、市民税・県民税納税通知書を6月10日頃に送付します。

課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と市・県民税において異なる課税方式を選択することが可能な所得は、上場株式等の配当等所得及び上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収を選択した特定口座)です。

つまり、所得税15.315%(復興特別所得税分含む)と住民税5%の税率であらかじめ源泉徴収されているものです。



(利子所得は総合課税を選択不可)

※源泉徴収されていない特定口座(簡易申告口座)や一般口座での取引に係る所得を申告不要にはできません。

※同一源泉徴収口座内で生じた譲渡損失と上場株式等の配当等有る場合は、上場株式等の配当等のみを申告不要にすることはできません。

※申告する場合は、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

課税方式を選択するときの留意事項

総合課税や申告分離課税を選択した場合その所得は、総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

これにより、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定に影響が出る場合があります。あくまでも自己責任の下、選択してください。

申告不要を選択された場合は、配当割額・株式譲渡所得割額の控除の適用はありません。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除がある方で、申告不要制度を選択した場合、繰越控除期間中は市県民税の申告の際に「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要となります。

また、繰越控除期間中に市県民税の申告をしなかった場合、確定申告で申告した繰越控除金額が市県民税に適用されます。